市民意見の募集結果

(仮称)小田原市自転車駐車場条例等の制定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称)小田原市自転車駐車場条例等の制定		
政策等の案の公表の日	平成26年12月10日(水)		
意見提出期間	平成26年12月10日(水)から平成27年1月8日		
	(木)まで		
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)		

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数 (意見提出者数)		3 件	(2人)
	インターネット	1人	
	ファクシミリ	人	
	郵送	人	
	直接持参	1人	

無効な意見提出	人
---------	---

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

総括表

区分	意見の考慮の結果	件 数
Α	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
В	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
С	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他(質問など)	0

具体的な内容

(1) 大型バイクの駐輪に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	大型バイクの駐輪スペー	С	現在、小田原駅西口第1自転車駐車場に
	スを確保すべき。		は、9 台分の大型バイクの駐車スペース
			を確保していることから、今後も継続す

る予定です。なお、自転車及び原動機付 自転車の待機者数が多くいることから、 需要の動向を見極めて、自転車駐車場の 効率的な運用に努めてまいります。

(2) 条例の基本原理に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	自転車の安全が守られる	С	自転車駐車場の利用者に対しては、盗難
	ことや定期利用、一時利		による被害を防止するため、施錠の徹底
	用を問わず、すぐに利用		等を呼びかけてまいります。また、定期
	できること、などの点を		利用、一時利用の需要を踏まえながら、
	条例に明示すること、市		効率的な運用に努めてまいります。
	民の需要と自治体の供給		
	が最も基本的な原理であ		
	り、このことを基本思想		
	とすべき。		

(3) 市と指定管理者に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	指定管理者との契約、市	В	指定管理者と締結することとなる協定
	の監査などの管理形態に		書の中で、指定管理者の責務を明示しま
	ついても条例に明示し、		す。また、当然のことながら、本市は、
	最終的な責任を市が負		公の施設の設置者として、設置目的に関
	い、指定管理者に任せっ		する責任を負うこととなります。
	きりにしない管理を行う		
	べき。		

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	無許可の駐車車両に対す	無許可等の駐車車両は、あらかじめ市長が定め
	る措置を定めることとし	た場所に移動し、保管できることとします。
	ます。	